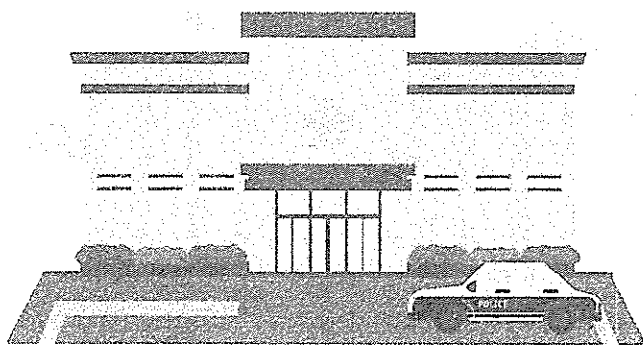


飛行禁止エリアでドローン等を飛行させる場合には、
都道府県公安委員会(警察)等への事前通報が
小型無人機等飛行禁止法により義務付けられています

事前通報は、原則として飛行開始の48時間前までに
(災害その他緊急やむを得ない場合には、飛行開始の直前までに)行う必要があります。

全ての飛行禁止エリア



都道府県公安委員会(警察)

飛行禁止エリアを管轄
する警察署を通じて
都道府県公安委員会に
通報する必要があります。
警察署の窓口のほか、
e-Gov電子申請サービス
からオンラインで通報
することができます。

e-Gov電子
申請サービス



都道府県公安委員会(警察)への事前通報に加えて、次の飛行禁止エリアで飛行させる場合には、
関係機関への事前通報も必要になります

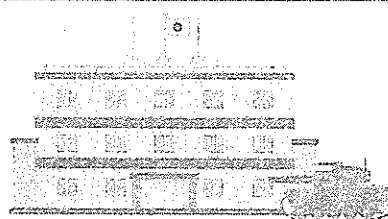
海域を含む 飛行禁止エリア



当該海域を管轄する
管区海上保安本部長への
事前通報が必要です。



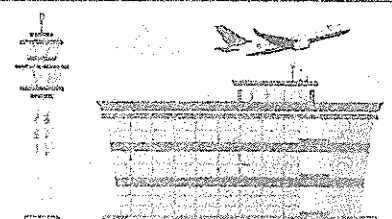
防衛関係施設周辺の 飛行禁止エリア



当該防衛関係施設の
施設管理者への
事前通報が必要です。



空港周辺の 飛行禁止エリア



当該空港の
施設管理者への
事前通報が必要です。

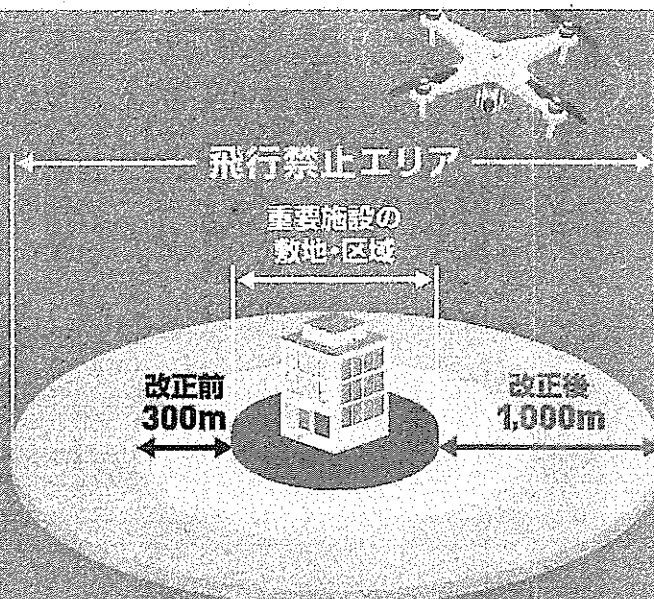


対象施設管理者等からの同意取得手続

飛行禁止の例外①又は②に当たる場合のうち、重要施設の管理者又は土地の所有者・占有者の同意を得て行う
ものについては、警察等への事前通報の際、その同意を証明する書面の写しを提出する必要があります。
同意取得手続については、各施設の管理者等へお問い合わせください。

ドローン等の飛行禁止エリアが 1,000mに 拡大します

飛行禁止エリアでドローン等を飛行させる場合には警察への事前通報等が必要です



違反行為には罰則があります

小型無人機等飛行禁止法の改正により規制が強化されます

飛行禁止 エリアの拡大

重要施設の敷地・区域の上空を飛行させる場合、従来は敷地・区域の範囲内でのみ飛行禁止でしたが、改正により、敷地・区域の範囲外でも、敷地・区域の上空を飛行させる場合、飛行禁止となります。

罰則の創設

重要施設の「敷地等」の上空飛行に対する従前の罰則に加え、「敷地等」以外の飛行禁止エリアの上空飛行に対する罰則が創設されます。

「敷地等」の上空飛行

1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

創設

「敷地等」以外の上空飛行

飛行禁止エリアの上空飛行
5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

詳細は警察庁のウェブサイト

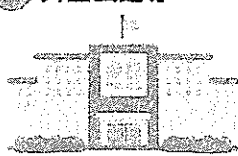


重要施設とは

① 国の重要な施設等
(国会議事堂、首相官邸、
最高裁判所、皇居 など)



② 外国公館等



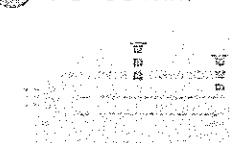
③ 防衛関係施設



④ 空港



⑤ 原子力事業所



※①及び②には、国内要人が出席する行事会場等や外国要人が参加する国際会議の準備・運営のために使用される会議場施設等の一時的に指定される施設が含まれます。

飛行禁止の例外

① 重要施設の管理者又はその同意を得た者による飛行禁止エリアの上空飛行

(例) 測量やインフラ点検、取材・報道のための空撮等

② 土地の所有者・占有者又はその同意を得た者による当該土地の上空飛行

(例) 所有・占有する農地における農薬散布や、自宅の庭におけるドローンの操作練習等

③ 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う飛行禁止エリアの上空飛行

(例) 災害対応業務等

警察庁ウェブサイト

詳細は警察庁のウェブサイト



上記①～③の飛行禁止の例外に当たる場合でも、警察等への事前通報(原則として飛行開始の48時間前)が必要です。

規制の対象となるドローン等とは

小型無人機

(重量100g未満の機体を含む)

- ・ドローン
- ・ラジコン機
- ・農薬散布用ヘリコプターなど

特定航空用機器

- ・気球
- ・パラグライダー
- ・ハンググライダー
- ・噴射浮揚機器など

「航空法」による無人航空機(重量100g以上の機体)に関する規制もご確認ください。

